

令和3年度事業計画

I 調査研究事業（公益目的事業1）

国、地方公共団体、企業等からの委託を受け、港湾を含む臨海部や航路筋等における工事作業に伴う船舶交通の安全対策、大型船舶の出入港にかかる航行安全対策等について、学識経験者、海事・漁業関係者及び関係官庁で構成する委員会を設置して所要の調査・検討を行い、その結果を報告書として取りまとめる。

II 海難防止活動事業（公益目的事業2）

1 海の安全運動の推進

第三管区海上保安本部及び同本部管内海上保安部署においては、関東及びその周辺海域の海難を防止するため、海事・漁業関係者、マリナーレジャー関係者等と協力して官民一体の「海の安全運動」を実施しており、当協会は公益財団法人日本海事センターの補助を受け、同管区本部と連携し、「海の安全運動推進連絡会議（議長：当協会理事長）」の事務局として同運動を展開しているところである。

令和2年度においては、海上保安庁等関係機関が推進するウォーターアクティビティ全般の安全対策を充実強化するため、同推進連絡協議会の正規構成員として、新たに一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等三団体の参画を得て運動を実施した。また、同運動を効果的に実施するため、年間を通じて行っていた運動を、プレジャーボートや遊漁船を含むマリナーレジャーに焦点を絞り、春、夏及び秋に短期の海難防止キャンペーン期間を設けて集中的に実施するとともに、一般船舶や漁船を対象とした「霧海難ゼロキャンペーン」及び「台風海難ゼロキャンペーン」をそれぞれのシーズンに併せて展開した。

令和3年度においては、令和2年度の実績を海難の発生状況や事例について分析・評価し、その結果を踏まえ、海事関係者等が本運動に一層主体的に取り組むとともに、海の安全運動の実効性の向上を目指した計画の立案に努め、同運動を効率的かつ効果的に推進していく。

2 京浜港横浜区・川崎区における錨地管理のあり方について

東京湾は船舶交通が著しく輻そうしており、通航の船舶のみならず湾内各港に停泊又は錨泊する船舶の安全を図ることが極めて重要である。

特に、港内における船舶交通の安全と港内の整とんを図ることを目的として制定された港則法は、外国船舶が常時出入港する特定港について、総トン数500トン以上の船舶と危険物積載船は港長から錨地や係留場所の指定を受けなければならない旨規定している。このため、京浜港は特定港であることから錨地の指定が適用され、総トン数500トン以上の船舶は港長から錨地の指定を受けなければならない。その結果、京浜港横浜区・川崎区には、多くの錨地が設定されており、それらの中には混雑が著しく、錨地の指定を

受けたにもかかわらずその錨地に錨泊できないといった問題が顕在化している。また、最近では、異常気象の影響もあって、荒天時に走錨する船舶は後を絶たず、特に令和元年の台風15号来襲時には、一般貨物船が「南本牧はま道路」に接触した事故やケミカルタンカーが「本牧海づり公園施設」付近に接触した事故が発生しており、それぞれに社会的に大きな反響を呼んでいる。

一方、横浜区及び川崎区の錨地については、平成4年度に、それまで行われていた投錨する位置で指定する「点指定」に加え、複数の船舶を同一面に指定できる「面指定」の考え方を導入するなどし、そのうえで錨地の大規模な再編を実施し、その後、新本牧ふ頭建設工事の開始に伴う小規模な錨地の再編等を経て現在に至っているところである。

しかし、平成4年から四半世紀が経過した現在、船舶の大型化、横浜航路の延伸、港域内での海上工事・作業等によって錨泊可能水域が減少する等の港内事情の変化、さらには異常に発達した台風の来襲等、様々な要因によって横浜港内の錨地を取り巻く環境は、従前と比べて急速かつ大きく変化してきており、現在の錨地環境の実情に適した錨地管理のあり方を見直すことが喫緊の課題となっている。

また、台風等の荒天時においては、錨地の混雑度、伸出錨鎖の長さ等が異なることから、錨地の錨泊許容隻数が平常時と比べて制約されてくるので、走錨事故防止対策の観点からも、平常時とは異なる錨地管理のあり方についても検討の必要性が高まっている。

このような状況に鑑み、京浜港横浜区・川崎区における錨地管理のあり方について、現状の錨地に対する海事関係者等の問題意識、ニーズ等を調査・分析することにより潜在的な問題点等を明らかにし、その結果を踏まえ、京浜港の現状に適用した錨地管理のあり方を提言するとともに、それに基づき整理・再編された錨地について、リーフレット等を作成し、関係方面に周知することにより、京浜港を利用する船舶の安全に資する。

本事業については、2年間で完結することとし、令和3年度においては、京浜港横浜区・川崎区の錨泊船の実態調査及びアンケート調査を行い、海事関係者等の問題意識、ニーズ等を分析することにより錨地管理にかかる問題の所在を明らかにし、そのあり方について検討する。

令和4年度においては、令和3年度の検討を踏まえ、錨地について整理・再編を具体化し、リーフレット等により関係方面に周知を図る。

上記1及び2の事業は、(公財)日本海事センターの補助金を受けて行う。

3 地域連絡会の開催

海難防止に関する関係法令、行政指導事項、海上工事実施計画、当協会の事業活動等の周知を行うとともに、有識者による海難防止に関する講演

を行い、また、各地域会員からの提案、要望等を聴取するため、会員等を対象に神奈川、東京及び千葉の各地域において地域連絡会を開催する。

① 令和3年7月 神奈川地域、東京地域及び千葉地域

② 令和4年2月 神奈川地域・東京地域(合同開催)及び千葉地域

4 航行安全情報管理事業の実施

港湾、航路等における海上工事の施工に当たり、その周辺海域を航行する一般船舶の安全航行を図るとともに、工事関係船舶の事故を防止するため、国や地方公共団体等の委託を受け、航行安全情報管理室を設置するなどして、中立公正な立場から工事作業海域及びその周辺海域の監視、各種情報の収集・整理・提供、一般船舶及び工事関係者に対する助言・指導等を実施する。

5 安全講習会の開催等海事関係者等の要請に応じ、海難防止、航行安全等に関する講習会を随時開催し、又は講師を派遣する。

Ⅲ その他の事業

1 会報誌の発行

令和2年度において、当協会と会員との間で一層の意思疎通を図るため、従来の会報誌をリニューアルして「海の安全ジャーナルUW」を発行した。令和3年度においても引き続き年2回発行し当協会の事業について広く理解を得るため、会員や関係機関のほか、幅広く希望者に配布することとする。

2 ホームページによる情報提供

ホームページに当協会の活動状況、航行安全情報、各種のお知らせなどを掲載し、リアルタイムな情報の提供に努め、内容の充実を図ることとする。